下関市新生児聴覚検査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 新生児や乳幼児期の聴覚障害を家庭又は医療機関において早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするため、下関市新生児聴覚検査事業 (以下「本事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(新生児聴覚検査の実施)

- 第2条 本事業の初回検査は、下関市長(以下「市長」という。)が委託契約を締結した 医療機関(以下「受託医療機関」という。)において実施する自動聴性脳幹反応検査 (AABR)又は耳音響放射検査(OAE)とする。
- 2 本事業の対象者は、検査日が令和6年4月1日以降であり、検査日において下関市に 住所を有する母親が出産した生後1月までの新生児又は乳児(以下、「対象者」とい う。)とする。ただし、乳児が治療のためやむを得ず生後1月までに検査を受けること ができない場合や市長が特別な事情があると認める場合は、生後6月までの乳児とす る。

(受診票の交付)

- 第3条 市長は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の 届出を受理したとき又は転入に伴い新生児聴覚検査の対象者及びその保護者若しくは妊 婦から受診票の交付の申し出があったときは、新生児聴覚検査受診票(同意書)及び連 絡票(様式第1号。以下「受診票」という。)を交付するものとする。
- 2 新生児聴覚検査の対象者及びその保護者は、受診票を受託医療機関に提出の上、受診するものとする。ただし、他の市町村から交付された様式を提出し受診したときは、その様式に受診票の項目がすべて記載されている場合に限り、前項により交付された受診票を提出し受診したものとみなす。

(保護者に対する説明と同意)

第4条 受託医療機関は、新生児聴覚検査を実施する前に、山口県新生児聴覚検査事業実施要綱(平成15年8月28日施行)に定める説明書により保護者に対して説明を行うものとする。

(保護者への結果の通知)

第5条 受託医療機関は、受診票及び母子健康手帳への記入により保護者に結果を通知するとともに、今後の留意事項を保護者に対して説明するものとする。

(精密検査実施医療機関への連絡)

第6条 受託医療機関は、第2条第1項に規定する検査の結果、精密検査を行う必要があると認められる受診対象者(以下「要精密検査児」という。)に係る新生児聴覚検査の結果を、精密検査を実施する医療機関(以下「精密検査機関」という。)に対し遅滞なく連絡し、精密検査を依頼するものとする。

(指導相談)

第7条 市長は、山口県知事から要精密検査児に係る聴覚検査の結果等の情報提供を受けたときは、要精密検査児のその後の経過等の情報を関係機関と共有し、フォローアップを実施するものとする。

(遵守事項)

第8条 受託医療機関は、新生児聴覚検査に伴う処置、検査及び予後等について、新生児 聴覚検査の対象者及びその保護者に対し適切な情報提供を行った上で、受診の選択及び 決定ができ、検査の不安に対しても十分に対応できる相談体制を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。